

第7章 総合的な安全対策の推進

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震等の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井落下防止対策の必要性等が改めて指摘されています。このため、市では被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、所有者等に対し必要な対策を講じるように啓発指導を検討します。

第1節 家具転倒防止策の推進

地震による建物被害の軽減を図るための耐震化の促進はもちろんのこと、建物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で下敷きとなり、けがをしてしまったり、避難が遅れたりといった人的被害を未然に防止することが必要です。そのためには、家具や電化製品等の転倒を防止する金物等による固定や家具等のガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫等について知識の普及や啓発を行う必要があります。市は、パンフレットの配布や建築関係団体によるアドバイス等による普及・啓発を検討します

第2節 ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難、救助活動が阻害されたりするなど、様々な問題が発生します。地域の自治会や自主防災組織等と連携を図り、地域住民が避難時に利用する道路等の沿道のブロック塀の安全点検の取組を啓発します。

1) 住民に対する啓発

⇒ 新しいブロック塀の施工方法、既存ブロック塀の補強方法について、パンフレットを配布するなど、住民への周知を行います。

2) ブロック塀の計画・施工に携わる建築関係者

⇒ ブロック塀の計画・施工に携わる建築関係者に対し、正しい技術の周知を行います。

第3節 屋外広告物、外壁、窓ガラス、天井材等の落下に対する落下防止対策

近年の地震においては、建築物の屋外広告物・外壁・窓ガラス・天井材の落下による被害が発生しています。建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事を実施することが必要です。

屋外広告物については、適切な設計・施工や維持管理について、業界団体や建築物所有者・管理者等へ注意をうながす等、意識啓発を進めます。窓ガラス、外壁等の落下防止対策についても、飛散防止フィルムの貼付や窓や外壁の改修工事等の対策の普及啓発を行います。さらに、不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井等は、災害時の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行います。

第4節 エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。「エレベーターの地震防災対策の推進について」（社会資本整備審議会建築分科会・平成18年4月）で報告された地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策が早急に行われるように、業界団体や建築物所有者・管理者等へ注意をうながし意識啓発を進め、また、一般利用者に対しても、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等についての日常的な周知・啓発や情報提供を図ります。